

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第18条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第19条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採つ</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>_____</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第21条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採つ</p>	

た処置についての記録

(新設)

(定員の遵守)

第15条 略

(新設)

た処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第15条 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第16条 略

(業務継続計画の策定等)

第17条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応

(衛生管理等)

第16条 略

2 センターは、センターに において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(秘密保持等)

第17条 略

(苦情解決)

第18条 略

(事故発生時の対応)

第19条 略

(新設)

じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 略

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第22条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第19条 略

(苦情解決)

第20条 略

(事故発生時の対応)

第21条 略

(虐待の防止)

(暴力団員等の排除)

第20条 略

第22条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(暴力団員等の排除)

第23条 略